

窓口開庁時間の短縮の導入について

項 目	内 容	備 考
1 導入時期	令和 9 年 4 月 1 日	
2 試行期間	令和 8 年 1 0 月 1 日 ～ 令和 9 年 3 月 3 1 日	・令和 9 年 3 月までに検証を行い、本格導入 ・試行期間中も随時改善を図りながら検証
3 対象部署	本庁舎 2 階・3 階（市民税課・資産税課・収納推進課のみ）、総合支所市民福祉課、支所	・対象部署以外でも短縮が妥当な場合は導入時期までに検討
4 窓口開庁時間	9 : 0 0 ～ 1 6 : 0 0 ※ 職員の勤務時間は変更無し	・戸籍届出書の受領等（宿日直への委託業務）は現行のとおりの勤務時間中は窓口で受付 ・必要に応じて予約制の導入を検討
5 庁舎開庁時間	8 : 0 0 ～ 1 8 : 0 0 ※ 現行のとおりの	・各課において窓口開庁時間を表示
6 対象業務	・窓口における受付・相談等（電話対応は現行のとおりの） ※ 緊急を要する場合その他各課が必要と判断した場合は受付時間外でも市民に寄り添った柔軟な対応を行う。	・窓口委託業務の変更が必要 ・電話交換業務は変更不要
7 周知方法 (R8.7～9月)	市報（R8.8月号・9月号）、チラシ配布、各種 SNS（X、Facebook、LINE）、庁内案内板・市民課モニター等	・各課において各種印刷物・ホームページを修正
8 試行期間中の調査	・来庁者・職員アンケートの実施 ・課題の洗い出し ・時間外勤務時間の前年同期比較	